

植民地の行政機構の整備

スペイン人によるアメリカ大陸の征服は、国家事業ではなく、スペイン王室と契約を結んだ個人が計画・遂行した事業であった。後に「征服者」とよばれたH.コルテスは、自ら遠征事業を計画し、船や馬、武器や食料などの必要な物資を自前で調達し、遠征隊を組織した。そして征服が成功すると、服従させた先住民の村々や王国の中核都市で金品の略奪を行い、遠征隊のメンバーで戦利品を山分けしたのである。

●**征服とエンコミエンダ** しかしこのようなやり方は長くつづかない。征服した地域を長期的、安定的に統治していくために、コルテスは新たな方策を打ち出す。当該地域の総督として、服従させた先住民諸国家を、遠征隊の主だった兵士たちに分け与え、それぞれの兵士が、分配された先住民集団から貢納を受けることを認めたのである。そして後に、スペイン王室にもこれを権利として承認させたのだった。

この分配は、遠征において功績のあった兵士に、先住民集団を一時的に預けおく、委ねるという形で当初から行われた。恒久的に、子々孫々まで相続可能なものとして貢納をうける権利が与えられた訳ではなかった。このことから、この分配の仕組みや制度、そして先住民集団から貢納を受ける権利は、「エンコミエンダ」(「植民地統治下の先住民」)とよばれた。エンコミエンダとは、スペイン語で「委ねられたもの」や「委託」を意味する言葉である。コルテスとその部下の兵士たちは、新世界の地で、このエンコミエンダを足がかりとし、いわゆる「封建領主」、一種の貴族になることを望んだのだった。

●**統治組織の整備** しかし、スペイン本国の王室や官僚たちは、遠く大西洋の向こう側にあるアメリカの地に、自らの実効支配の及ばない社会が根付き、一種の封建領主にもなりかねない征服者たちが、富と権力をたくわえていくことを危惧した。そして1530年代以降、征服者たちの政治力・経済力を削ぎ落とし、植民地社会を官僚機構によって統治しようとする政策を次々と打ち出していく。

まず早くも1517年、スペイン本国にはインディアス諮問会議が設けられた。これは、インディアスの植民地統治について国王を補佐し助言をするとともに、インディアス全域を管轄する最高裁判所としての役割も担った政庁である。しかしこの政庁はスペイン本国に設けられたものだった。アメリカ大陸の現地でスペイン王室の政策を遂行させるためには、現地に官僚を派遣する必要があった。

そこでスペイン王室は、国庫から給料を受け取り、行政・司法・軍事のすべてについて大きな権限をもつ高位の官僚を、アメリカ植民地に派遣した。征服者たちの派閥争いや内紛を利用しつつ、彼らに一度は与えた総督としての権限を、本国から

派遣される高位の官僚に徐々に移していったのである。

具体的には、1535年にメキシコ市に副王を派遣し、現在の米国南部からメキシコ、そして中央アメリカにかけての地域とカリブ海地域を統括させた。1544年には、ペルーのリマ市にもう一人の副王を派遣し、南米大陸のスペイン領全域を統括させた。以降、アメリカ植民地の統治は、この2名の副王を頂点として組織されてゆく。

また、これら2名の副王が管轄する区域は広大であったため、各区域内の重要な遠隔地には聴訴院を設置し、聴訴院長官に周辺地域を統治させた。カリブ海地域を管轄したサント・ドミンゴ聴訴院、中央アメリカ一帯を管轄したグアテマラ聴訴院、現在のベネズエラ・コロンビア・エクアドルにあたる南米大陸の北辺を管轄したサンタ・フェ・デ・ボゴタ聴訴院、現在のチリにあたる地域を管轄したチリ聴訴院などが、これに相当する。これらの聴訴院の長官は、名目上は副王に従属していたが、実際には、それぞれの管轄区において副王と同程度の権限をもった。

しかし副王や聴訴院の管轄する区域も実際に統治するには広すぎた。そのため、これらの区域をさらに小さな司法・行政区に分割し、コレヒドールやアルカルデ・マヨールとよばれる地方長官が、任命・派遣されることとなった。

スペイン領アメリカ植民地全体を見渡すと、地方長官が管轄する司法・行政区は500程度あったといわれており、その任期は通常3～6年であった。地方長官は、副王や聴訴院長官から命じられるさまざまな政策を遂行し、管轄区内の先住民村落から貢租を徴収した。また各管轄区の司法も担っており、第一審の判事としての役目もはたした。

スペイン領アメリカ植民地の統治は、副王や聴訴院が統括する大きな司法・行政区域を柱とし、地方長官が管轄する司法・行政区を最小単位として、組織されたのである。

[小原 正]



図1 アンティグアの中央広場。左奥にグアテマラ聴訴院の旧庁舎がみえる。E.マイブリッジが1875～77年に撮影 [Boston Athenaeum 蔵]

参考文献

- [1] 高橋 均「植民地時代」恒川恵市編『アメリカ論Ⅱ』放送大学教育振興会、1991
- [2] Mazín, Ó., *Iberoamérica: del descubrimiento a la independencia*, El Colegio de México, 2007

ラテンアメリカ文化事典

令和3年1月30日 発行

編 者 ラテンアメリカ文化事典編集委員会

発行者 池 田 和 博

発行所 丸善出版株式会社

〒101-0051 東京都千代田区神田神保町二丁目17番

編集：電話(03)3512-3265／FAX(03)3512-3272

営業：電話(03)3512-3256／FAX(03)3512-3270

<https://www.maruzen-publishing.co.jp>

© Editorial Committee on Encyclopedia of Latin American Culture, 2021

組版印刷・株式会社 日本制作センター／製本・株式会社 松岳社

ISBN 978-4-621-30585-0 C 0522 Printed in Japan

JCOPY 〈(一社)出版者著作権管理機構 委託出版物〉

本書の無断複写は著作権法上での例外を除き禁じられています。複写される場合は、そのつと事前に、(一社)出版者著作権管理機構(電話03-5244-5088, FAX03-5244-5089, e-mail: info@jcopy.or.jp)の許諾を得てください。